

質問者	上畠 寛弘 議員
答弁する者	市長(健康福祉部高齢者いきいき課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項(鎌倉市議会会議規則第105条)の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

医療生協に係る不適切な事務処理

2 質問の要旨

- 1 医療生協かながわ生活協同組合理事長池田俊夫氏名、医療生協さいたま生活協同組合理事長雪田慎二氏名による白紙の請求書が鎌倉市に提出されていた。理事長としての印が捺印されているが、理事長本人は、認識していたか否か。其々、両理事長の意思の確認を求める。
- 2 生活協同組合という公益にも係る法人として不適切な事務ではないか。
- 3 本件の業務は本来、両生協が行うべき業務ではないか。
- 4 本件両生協に係る不適切な事務処理について議長、副議長から抗議、意見はあったか。その内容は何か。日時はいつか。

3 答弁

- 1 医療生協かながわ生活協同組合の理事長は認識していますが、医療生協さいたま生活協同組合の理事長は認識していないとのことでした。
- 2 公益の有無を問わず、白紙請求書の提出という手法は不適切であったと考えます。
- 3 請求業務は本来両生協が行うべき業務です。今後は事務処理の適正化を行ってまいります。
- 4 議長及び副議長から抗議、意見はありません。